

## 総合口座貸越およびカードローン取引のATM利用手数料について (改正利息制限法等の施行について)


平成22年6月18日からの改正利息制限法等( )の施行に伴い、総合口座貸越取引およびカードローン取引において、貸越等のご利用金額に応じ、法定の金額を超える次のATM利用手数料が利息とみなされることとなります。

お借入またはご返済金額が 1万円以下の場合：	手数料金額のうち 105円超の金額
お借入またはご返済金額が 1万円超の場合：	手数料金額のうち 210円超の金額

本件に伴い、お客様が、お口座をお持ちの金融機関以外のCD・ATMで貸越等のお借入やご返済をご利用の際に、お取引ができない等のご不便をおかけする場合がございます。

お客様への具体的な影響につきましては、金融機関ごとに異なりますので、詳しくは、お口座をお持ちの金融機関にお問い合わせください。

ご理解のほど、よろしく願いいたします。

当組合のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客さまは、あわせてこちらもご覧ください。 

( ) 利息制限法施行令第2条および出資法施行令第2条(平成19年11月公布)